

令和5年3月8日

都道府県 高度化事業担当者 様

中小企業基盤整備機構
高度化事業部

令和5年度の貸付利率につきまして（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構の業務につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度に新たに貸付決定を行う貸付けの利率につきまして、経済産業大臣より回答を得られましたので、以下のとおり、ご連絡いたします。

○高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則 第7条

機構から都道府県に対する貸付けの利率 : 年利0.75%

都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率 : 年利0.60%以内

附則（令和3年2月15日 規程令2第54号）

第3項に規定する事務経費率 : 年利0.15%

○高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則 第7条

機構から貸付けの相手方に対する貸付けの利率 : 年利0.60%

機構の借入対象都道府県からの借入の利率 : 無利子

附則（令和3年2月15日 規程令2第54号）

第3項に規定する事務経費率 : 年利0.15%

以上